

日 時 令和元年5月20日(月)

場 所 新宿NSビル3階 NS会議室3-J

令和元年度 第1回東京都公園審議会

会議録

○園尾管理課長 それでは、ただいまより令和元年第1回東京都公園審議会を開催いたします。

委員の皆様は、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます建設局公園緑地部管理課長の園尾でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、初めに、本日の審議会は「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第3に基づきまして、会議を公開で行うこととしております。

傍聴者の入室を認めておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、傍聴者の入室のご案内をお願いいたします。

(傍聴者 入室)

○園尾管理課長 なお、「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第8によりまして、報道関係者の取材を受けております。審議が始まる前までは、撮影及び録音を認めておりますので、ご了承をお願いいたします。

まず、皆様のお手元にお配りしました資料の確認をさせていただきたいと思っております。

お手元には、一番上が、議事次第、1枚ですね。続きまして、座席表でございます。続きまして、また1枚で委員の皆様の名簿。続きまして、また1枚で幹事様の名簿。その次が2枚組になっておりまして、根拠条例。その後が根拠関係の要綱、これも束になっております。3ページ分です。その後が、A3横の大きな資料になっておりまして、資料1というのが束でございます。その次が、同じく束になっておりまして、A3で資料2。そして、その次にA4縦で1枚で資料3というのがございます。「答申にあたって」ですね。最後に、A4横でホチキスどめで、「多面的活用プロジェクト及びマーケットサウンディング調査について」という資料がございます。

本日ご用意をしておる資料は以上でございますが、過不足等ございましたでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

本日の会議ですけれども、お手元にマイクがございません。ご発言の際には、挙手いただきまして、私どもの係員からマイクをお受け取りいただきまして、お持ちになってからお話いただきますようよろしく願いいたします。ご発言が終わりましたら、マイクを置いていただきますと係員が取りに参ります。

どうぞご協力のほどをよろしく願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、東京都建設局長、三浦隆よりご挨拶申し上げます。

○三浦建設局長 皆様、おはようございます。東京都建設局長、三浦でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、東京都公園審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。都立公園は、首都東京の都市活動、また都民生活を支える重要な都市基盤の一つでございます。とりわけ、近年では、都市や地域の魅力向上のため、公園が潜在的に有する多面的な機能を最大限発揮させることが強く求められているというところでございます。

整備計画のご審議をお願いしております都立明治公園及び都立代々木公園は、いずれも都心のまちづくりが活発な地域に立地をしております、その高いポテンシャルを生かし、民間との連携などにより、これまでにない新しい都立公園を生み出していきたいと考えてございます。

これまで、会長をはじめ本審議会の委員の皆様には、幅広い観点からご審議をいただき、去る1月29日には「中間のまとめ」を取りまとめていただきました。まことにありがとうございます。

本日は、この「中間のまとめ」につきまして、パブリックコメントでいただきましたご意見を踏まえ、最終答申（案）を作成いたしました。よろしくご審議下さいますようお願いを申し上げます。

今後とも、東京都の公園緑地行政につきまして一層のご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○園尾管理課長 なお、本日三浦局長におきましては、公務のためここで退席をさせていただきます。申しわけございません。

(三浦建設局長 退席)

○園尾管理課長 本日の審議会は、現在ご出席いただいております委員で審議に入らせていただきます。

公園審議会幹事の皆様につきましては、先ほどご確認いただきましたお手元の東京都公園審議会幹事名簿のとおりでございます。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。恐れ入りますが、これより議事に入りますので、報道関係の方で録音等を行っていらっしゃる方、おりましたら、

ここでとめていただくようお願い申し上げます。

それでは、本日の審議に入らせていただきたいと思います。

審議の進行につきましては、高梨会長、よろしくお願いいたします。

○高梨会長 おはようございます。それでは早速、次第に従いまして議事に移ります。円滑な審議にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日は、2件ほどの審議案件と報告事項が1件ございます。前回の審議会で審議されました「都立明治公園の整備計画」並びに「都立代々木公園の整備計画」の中間取りまとめにつきまして、当日の審議を踏まえまして、一部修正の上、先ほど局長さんからお話がございましたように、2月5日から3月6日まで都民意見の募集を行ったということでございます。また、あわせて地元自治体の要望もいただいたということでございます。そこに寄せられましたご意見、ご要望も参考に検討した答申（案）を本日審議いただくものでございます。

まず初めに、第1号議案「都立明治公園の整備計画」について答申（案）の審議を行います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○根来計画課長 公園緑地部計画課長の根来でございます。よろしくお願いいたします。

まず、第1号議案「都立明治公園の整備計画」の答申（案）についてご説明をさせていただきます。

パワーポイントもございますけれども、基本的には手元の資料をご覧いただきながら聞いていただければというふうに思っております。

主として、本日資料1、資料1-2が答申（案）の新旧対照になってございます。それから、資料1-3がパブリックコメントでいただきましたご意見とその対応方針（案）。また、資料1-4が地元の自治体からいただきましたご意見と対応方針（案）になってございます。基本的にこの1-2、1-3、1-4を使いながらご説明をさし上げたいと思っております。

なお、資料1-2、お開きいただきますと、赤や青の字のところがございます。青い部分が今回削除をいたしました部分、それから赤い部分が今回加筆をしたという部分になってございます。よろしくお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それでは、1-3をまずご覧下さい。

パブリックコメントでいただきましたご意見、全体で12通、29件ございました。特

にお示した計画について、否定的なご意見というのはいませんでした。

まず、全体に関するご意見8件ございます。このうち最初の3件、例えば地域の歴史や文化、また周辺環境との連続、さらには緑の創出など、計画の内容を評価していただくようなご意見をいただいております。対応方針のほうは、歴史・文化を伝えるような工夫をしながら、公園の整備、管理を進めていくということでまとめてございます。

次に、四つ目のポツになりますが、人々が集い、交流できるエリアに期待する。また民間と共同でニーズに沿った施設整備の要望をされるようなご意見でございます。こちらにつきましても、整備、管理の参考にするということでまとめてございます。

それから、5点目が、コンセプトを今回計画の中では、計画のコンセプトを二つ設定してございますが、二つあることに違和感があるというご指摘でございます。こちら、対応方針のほうには、コンセプトを二つ設定した考え方、すなわち杜の中で交流を促進し、新しい価値を目指すということから、みどりと水景観の創出、また地域のにぎわいの創出という二つのコンセプトを設けた旨説明をさせていただいております。

それから、下から二つ目のポツになりますけれども、にぎわいと交流のゾーンについても、生物多様性への貢献を求めるようなご意見でございます。こちらにつきましても、もともと(4)ゾーニングのところにもお示しをしておりますけれども、自然に親しみ、憩い、集えるような空間を目指していくということとしてございます。したがって、そうした考え方に沿って計画をしているという旨を対応方針のほうに記載させていただきました。

それから、1ページ目最後、「豊かなみどりのゾーン」について、こちら、2のほうで、「新国立競技場等の周辺の緑と連続した景観を形成」していくということ、また3のところでは「隣接する公開空地等との調和や緑の連続性、利用者の回遊性を確保する」といった旨を記載してございましたけれども、この二つの違いがわかりにくいというご指摘でございます。

2は、そもそも周辺の緑との景観に関して、それから3については、周辺のスペースですとかそういったものとの空間の利用について、それぞれ整備の考え方をまとめたものでございまして、対象となる緑についても基本的には同じ緑になってございます。

こうした趣旨を明確にしようということで、今回書かせていただきますけれども、「新国立競技場や神宮外苑等のまとまった周辺施設の緑と連続した景観を形成していく」という。それから、3につきましても「公園と隣接する公開空地等との調和や緑の連続性、さ

らに利用の一体性を確保する」といったことで、それぞれの違いがわかるようにというこ
とで修正を加えてございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページになります。

こちら、「にぎわいと交流のゾーン」について、ここはなぜ民間ならではのアイデアを
取り入れる場所にふさわしいのかがわかりにくいといったご指摘でございます。審議の中
では、これをまず、ご説明をさせていただいてまいりましたが、外苑西通りを挟んで、こ
ちらが商業や住宅などが混在する地域に接するという事と同時に、新国立競技場や外苑
などへのつながる、いわゆる入口となるような区域でございまして、交流を促進し、賑わ
いを創出していくこと。また、そのために民間のアイデアを取り入れる。そうした場所に
ふさわしいというふうに考えてございました。

こうしたことを明確にするということで、少し加筆をいたしまして、「新国立競技場や
神宮外苑とまちを結ぶエリアとして」という部分を加えました。さらに、「交流施設やイ
ベント等を通じて人々が交流することで利用の回遊性を高め、にぎわいを創出する」とい
った形で加筆をしております。

ご意見、2番目が、自然環境ですとか植栽に関するご意見、3点ほどいただいております。

一つ目は、かつて流れていた渋谷川の流れというのをイメージできる公園を求めるとい
うご意見でございます。かつての土地の歴史を踏まえ、計画に基づき整備や管理を進めて
いくということを対応方針といたしました。

二つ目は、豊かなみどりのゾーンの植栽のあり方についてのご意見でございます。大き
な樹木を中心にした植栽とし、ピクニックのできる広場を間に設けることや、イベント、
キャンプ、ハンモックなどを使い方に関してのご提案をいただいております。ゾーン
グの中で書かせていただいているように、緑を身近に感じられるような憩いの場にする
ということにしておりますので、計画を具体化していく中で、整備、管理に当たっての参
考にするということで、対応方針をまとめてございます。

3点目は、植栽ですけれども、さまざまな遷移段階の植生を意識した植栽ですとか、ま
た自生する在来種の使用等を求めるようなご意見でございます。計画コンセプトの中にも
ありますように、生物多様性への配慮、また地域に適した植物を植栽する計画としてござ
いますので、その旨を対応方針として書かせていただいております。

3番目からが具体の施設整備に関するご要望でございます。11件ほど、いただいております。

ります。

2 ページ目の最後にそれぞれございまして、例えば子どもが遊べる場所、二つ目は、雨の日でも遊べるような場所、または水で遊べる場所。3 番目、4 番目は、親子で楽しめるような飲食店。それから5 番目が木陰。6 番目がキャンプですとか、それを押さえた点なども加味するというような形で、「夜の公園」の活用を求めるといようなご意見でございます。

今回、この整備計画をまとめるに当たりましては、民間ならではの新しい発想を取り入れて、施設整備等を進めていきたいということで整理をしておりますので、今回、この整備計画をまとめる上では、こちらの要望一つ一つについての取捨選択ということはあえて行わずに、今後民間の事業者の募集や選定の際に参考にさせていただくということで、対応方針のほうを書かせていただいております。

3 ページ目、1 枚おめくり下さい。やはり施設の続きの部分でございます。

一つ目は、P a r k - P F I 制度の活用など、民間の活力を積極的に導入するべきだというご意見でございます。具体の制度については、今年度、整備計画の答申をいただきました後、その中でまたどのような制度を活用していくのか検討してまいりたいというふうに考えてございますので、参考にするということで対応方針を書かせていただきました。

次が、シェアサイクルポートの設置の要望でございます。シェアサイクルポートにつきましては、都市再生整備計画に記載された場合に占用物件として設置ができるということになってございますので、対応方針の中では、都市再生整備計画を策定する主体となる地元区と共有をするという形で対応方針を書かせていただきました。

それから、三つ目が喫煙の関係です。受動喫煙が生じることのないように、喫煙所設置等に対して十分な配慮をすべきだというご意見でございます。都立公園の中でも既に吸い殻入れの撤去ですとか、また喫煙マナーの向上などに取り組んでございます。今後、計画の具体化、整備管理の中で参考にするということでまとめました。

次の4 点目、5 点目でございます。集会等が行われると気軽に子どもを連れて利用することができなくなることから、広場をなくして疎林にすることですとか、またホームレスに占拠されないように、テントなどが建てられない整備をしたらどうかというご意見でございます。基本的には、公園の機能を果たしていく中で必要な施設。特に広場については、交流を促進し、また新たな価値を生み出すという上では、やはりイベントなどができる空間として必要と考えてございます。したがって、その旨記載するとともに、安全・安

心、さらに快適な利用というのは、当然実現していくべきものでございますので、対応方針の中では、参考にとということではなくて、安全・安心に快適に利用できるよう、整備管理を進めていくというふうにさせていただいております。

それから、4点目は、防災に関するご意見でございます。4件に整理をしてございます。

最初の3件は、具体的な消防団の操法訓練での施設の整備ですとか使い勝手に関するご要望でございます。かつて霞ヶ丘広場で消防団の消防訓練等に使用されていたこと、またこれにかわるスペースがなかなか近隣では確保できないというふうに聞いてございまして、今回整備計画の中でも、4のゾーニングの頭のところに、防災訓練活動等での活用なども想定をしていたところでございます。したがって、対応方針の中では、具体の整備に当たりまして、参考にさせていただくといった形で書かせていただいております。

それから、防災の最後4点目が、この4のところの記載ですけれども、防災公園としての機能の充実を図っていくということで書かせていただいたのですが、具体的な記載をしてはどうかというご意見でございます。二つのゾーンで、いずれも防災機能の充実を図っていくということで考えてございますので、当初記載しておりましたところを少し充実させまして、「訓練活動や来園者の防災意識向上の場としても活用できる、広場等の施設整備を行う」と、施設の例を書き加えるような修正を行わせていただいております。

それから、最後は、管理運営に関するご意見3件ほどございます。

管理事務所を設けまして、責任の管理を行ってほしいということですか、またホームレスなどのこともございますので、人の目が届くような公園に。またしっかり管理された、きれいな公園を維持してほしいといったご意見でございます。規模などから管理事務所の設置というのは、今予定してございませんけれども、先ほどのところでもございましたが、安全・安心、快適な利用というのは当然ということですので、ここに書かせていただきましたように、安全・安心、そして快適に公園ができるよう、適正な維持管理を行っていくということで、対応方針を書かせていただきました。

以上が、パブリックコメントでいただきましたご意見でございます。

その次に、資料1-4をご覧ください。

地元新宿区からいただきましたご意見でございます。上のほうが留意事項ということでございまして、例えば周辺環境、地域特性を踏まえて、必要な公園機能を入れてほしいということですか、また、ここでも防災訓練のことも出ていまして、防災訓練実施に配慮した計画にすること。さらには、渋谷川の流れを継承するような計画にとご意見を

いただいています。

いずれも整備計画の中に盛り込まれている部分でございますので、記載内容を対応方針ということで書かせていただいております。

それから、4点目が、従来都営住宅に併設するような形で、区立のかすみ児童遊園がございました。これに鑑み、地域の方たちの利用に配慮した公園機能を確保するということが留意事項としていただいております。具体の施設の内容となってまいりますので、今後の計画の具体化に当たって、参考にさせていただくという形で対応方針を書かせていただいております。

それから、二つ目は、消防団活動の関係について、5点ほどご意見をいただいております。

内容といたしましては、例えば消防水利の設置ですとか、訓練に適した広場の舗装ですとか、また形状、規模などについてのご意見でございます。こちらにつきましても、先ほどもご説明させていただきましたように、もともと防災公園としての機能充実という中で、訓練活動等も意識しながらということで、整備計画をまとめてございます。実際の公園の整備、管理に当たって、参考にさせていただくという形で承っております。

なお、消防団活動、最後の部分は、この明治公園以外の部分で、ほかの都立公園の中でもこうした場合があれば、訓練可能な空間が確保できるように配慮を求めているものでございます。こちらも合わせて、整備、管理の参考にさせていただくということで整理をしてございます。

こうした内容を踏まえて、今回、資料1-1ですね、新旧対照の部分を反映させた形で、答申の案ということでまとめさせていただきます。

計画をざっと内容だけ改めて説明させていただきますと、対象の箇所は明治公園の一番、西の端のあたりに当たるということ。国立競技場の隣接するような場所になります。そうした部分、立地を踏まえて、かつて渋谷川と呼ばれる流れがあったというような土地の歴史ですとか、皇居、神宮内苑、代々木公園に至る緑地帯に設置し、世代を超えて継承される杜の中で、まちに暮らす方、働く方、訪れる方などの交流を促進し、新たな価値を生み出す場所ということで、計画のテーマを「100年後も続く 未来を創造する 緑にふれあえる公園」というふうに設定をしてございます。

これを具体化するための計画コンセプトということで、「みどりと水景観の創出」、また「地域のにぎわいの創出」という二つを設けてございます。

これを踏まえまして、二つのゾーンですね、周辺の施設の公開空地等と接合する、傾斜地の部分を「豊かなみどりのゾーン」ということで、生物の多様性ですとか緑の連続性ですとか、そういったものに配慮した、皆さんが緑の中で、緑に親しみ、憩い、集えるような場所としていくということにしました。

西側につきましては、先ほど申し上げましたが、市街地にも接するという。またそれぞれの施設への入り口になるような部分ということで、民間ならではの発想を取り入れた、多様なニーズに対応するような民間施設を整備していくということと、かつて渋谷川とも呼ばれていた流れがあった部分となりますので、そうした流れがあったということが感じられるような景観の整備、それから広場の設置というのをしていくということでまとめたものでございます。

通常ですとここで基本計画図と申しますか、整備計画平面図をお示しするのですけれども、民間の発想、幅広いご提案をいただきたいということで、ここでは今申し上げたようなものを、イメージをスケッチということでつけさせていただくような形で、整備計画をまとめさせていただいてございます。

なお、中間のまとめの際にも、今のように通常のこれまでの整備計画と少しスタイルが異なるということもございまして、中間のまとめに当たってという文章をあわせて公表することとさせていただきました。

今回の答申に際しましても、以前公表させていただいた「中間のまとめにあたって」と同じ文章を資料3ということで、資料1、資料2の後の1枚紙ですけれども、資料3というものを答申にあたってという形に改めさせていただきまして、答申そのものには含まれないということにはなるんですけれども、あわせて例えばホームページ等で公表させていただくような形をとらせていただければというふうに考えてございます。

説明は以上となります。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがですか。

栗下委員、どうぞ。

○栗下委員 ご説明ありがとうございました。

以前の審議会の中で、この周辺は子どもたちが遊ぶ施設がなかなか限られた状態であるので、そういった点にご配慮いただきたいということを述べさせていただきましたけれど

も、都民からの意見の中にも、パブリックコメントの中にもそういうふうなご意見を幾つか見ることができました。

それで、それについて参考とさせていただくということはこちらのほうに示されてはいるんですけども、区からの要望の中にもあったとおり、かつて児童遊園がこの一部の中に含まれていたの、子どもたちが遊べる場所をつくっていくということについて配慮することについては、当然の流れなんだろうと。それは当然として、子どもたちがこの都会のこの地域において、すばらしい環境の中で遊んでいくために、こういった点について重要であると考えているのか。これから具体案を検討していく中で、そういったものが何か考えがもしあれば伺いたいと思います。

○高梨会長 事務局のほう、どうぞ。

○根来計画課長 ありがとうございます。

ここに書かせていただいていますように、基本的にはこの地域のにぎわいですとかそうしたものの創出に寄与するような形で、この公園で追及していきたいというふうに考えてございます。

そういった中で、子どもの遊び場と申しますか、子どもの利用というところについても、ここの周り、神宮外苑の中にもいろいろな子どもの遊ぶスペースなどもございますので、そういったものと少し、差別化をすると申しますか、ここならではの特徴みたいなものが打ち出せて、相乗的により多くの方にここを遊びに来ていただけるような空間にしていくということが大切なのかというふうに考えてございます。

○栗下委員 ありがとうございます。

地元要望を聞いているということからもそうなんですけれども、地域の子どもたちにとっても、あとは、こちらのエリアの特徴的な点として、やはりほかの都内あるいは全国からの旅行に来られる方々も、あるいは海外からも来られる方々が、ほかの公園に比べれば恐らく多数いらっしゃると思いますので、そういった方々が楽しめる、あるいは集まってくる何か話題性があるもの、そういった点について、これから具体案を検討していくに当たって、ご配慮いただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○高梨会長 ご要望ということでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 座ったまま失礼いたします。ご説明ありがとうございます。

これは、都民の方からのご意見の中で、特に3番の施設整備に関するご意見の1、2、3、4、5、一番最後のところなのですが、夜の公園の活用というふうな提起をいただいております。

そこで、夜営のできる広場を計画に加えていただきたいというご要望に対しまして、具体的な対応方針のところにつきましては、参考にさせていただきますということで、前広にご対応いただくという回答になっておりますが、ちょっと具体的な観点で行くと、夜営とか夜の運営ということにつきましては、やはりもう少し踏み込んだ対応とか対策というのが必要になってくるものなんでしょうか。ちょっと一般的な観点からなのですが、お願いいたします。

○高梨会長 事務局のほうからお願いいたします。

○根来計画課長 ありがとうございます。

常設と申しますか、いつでもどなたでも来れば楽しめますというような施設として考えると、かなり施設のつくり込みですとかまたその安全性という観点から申し上げますと、ほかのエリアと分けるといような対策も必要になってくるんじゃないかというふうに思っています。

ただ、一方で、イベント的な形で実施をするということであれば、通常の利用ですとか市民の方々との調整というのは必要になってくるかと思いますが、実際にやるというようなところでは、それほど何か大きな仕掛けが必要というわけではないと考えます。

○前田委員 ありがとうございます。

○高梨会長 ほかにございますか。

これまでの審議の中で、いろいろご意見をいただいている点、またパブコメ、あるいは地元自治会からのご意見、ご要望も踏まえた取りまとめ案になっているのではないかと思いますけれども、何か特段あればご発言をお願いしたいと存じます。

八塩委員、どうぞ。

○八塩委員 最近のさまざまな事故がありまして、例えば子どもが遊んでいる砂場に車が突っ込んだりとかありましたよね。そういったところも含めた、何か例えば、こちらの公園に近いところには、道路のところガードレールがあると思うんですけども、そういう形で車が入り込めない仕組みであるとか、あと、防犯上、木が余りにも密集していると外側に見えなくて、余りよくないということもありますよね。目黒区の碑文谷公園で事件があったときに、植栽がすごくたくさんあったんですけども、事件後全てそれをかなり

切り落として、すごく見通しのいい公園にしたという例もありますよね。

というところもあって、防犯上どういう配慮をしたのか。あるいは子どもが遊びに来たときに安全であるという配慮もされているという言葉がどこかにあってもいいのかなというふうに思いました。意見です。

○高梨会長 ありがとうございます。

事務局のほうで、何かコメントございますか。

○根来計画課長 パブリックコメント対応の中でも繰り返させていただきましたけれども、今こういった公園を子ども管理、整備をしていく上では、安全・安心というのは、もう言わずもがなと申しますか、当然満たさなければいけない最低限の条件と認識をさせていただきます。

したがって、整備計画に書いてはいけないというわけではないですけれども、書かなくても当然やるべきことと考えておりますので、そういった趣旨でご理解をいただければと思っております。

○高梨会長 現在、公園の安全・安心の確保のために、技術的な指針ですとかいろいろ出ていますけれども。きょうは古澤委員、ご出席でございますけれど、どんな取組が現在なされているかちょっとご紹介いただけるとありがたいと思っておりますけど。

○古澤委員 国土交通省の公園緑地・景観課長でございます。お世話さまです。

安全・安心関係については、公園の規模ですとかあるいは周辺の方々がどういった方々が利用されるかということに踏まえて、さまざまな観点から対策を伺わせていただいております。

わかりやすいところだと、遊具がまず代表的なものになります。どうしても遊具をお子様がお使いになるというときに、年齢、それからその使い方などがございますので、この安全指針というものを古くから出し、今でもまだ継続して改良を重ねているというのが一つであります。

それから、個別の施設で行きますと、プールについても特に安全については命に関わる事案になりかねないということで、かなり細かい技術的な指針を出しております。これは、公園だけでなく文部科学省、その他とも協力いたし、学校についても同じような対応をさせていただいているのが一つであります。

それと、今回、今お話がありました、つい最近公園のほうに車が突っ込んだという事案があります。これは、子どももさすがに公園のこの柵をあったところにそれを越えて発進

してきたということで、どういった対応ができるかということ、これから検討をする形になりますが、まず、地元の市のほうでは、約300カ所を広域公園全体について、仮に車が突っ込んできたときに、その公園の中で、今回砂場でしたが、そういうお子さんが利用する施設がはた目から見て、車道に仮に突っ込んできたときに近くにあるということがリスクになるかどうかという点検をされております。

この結果なども見ながら、私どももこれが危険度合いが高いということになれば、それをどう全国展開していくかということも先に検討するような話になってくるのかなと思っております。

特に公園の中の事故という点では、本来的には遊具等の事故、具体的に遊具が一番多いですが、今回のような外から来られるもの、これがガードレールでいけるのか、公園の中の施設の配置にも及ばなければいけないのか。この辺は、これから勉強する課題かなというところであります。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

八塩委員から少しお子さんの安全・安心の確保について、どこか加えたほうがいいのではないかなというご発言でした。今、いろいろな対応が国、地方公共団体を通じて皆さんで行われているということで、先ほど根来課長のほうから説明がありましたように、もう公園関係者にとってみますと、これはもう必ず扱わなければいけない事項だというふうに認識されているということでございます。そういった中で、修正を加えるかどうかということについて、いかがですかね、このままでよろしいですか。

○八塩委員 安心・安全が当然であるというご意見、当然であるというのは、おっしゃるとおりだなと思いますけれども、ただ、今ちょうどタイミング的にも注目が集まっているテーマだと思いますので、あえて入れるというのも時代をよく見ているなというふうに思われるのではないかなと思います。

○高梨会長 わかりました。

いかがですかね。今の八塩委員のご意見につきまして、少しご議論いただけるとありがたいと思いますけど。

○根来計画課長 会長、よろしいですか。

○高梨会長 はい、どうぞ。

○根来計画課長 私ども事務局としてご提案を申し上げたいんですけども、(4)ゾーンニ

ングのところ、今、「自然に親しみ、憩い、集える多様な交流空間として」と書かせていただいているんですけれども、ここの「交流空間として」に続きまして、「安全・安心にも十分配慮しながら、明治神宮外苑及び周辺のまちづくりと整合を図りつつ、二つのゾーンが相乗的に賑わいを生み出すとともに」という形で、書き加えさせていただくことをご提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○高梨会長 ただいま事務局のほうから安全・安心に十分に配慮しながらというようなことを加えたらどうかというご発言がございましたけど。

それでは、多様な交流空間として安全・安心に十分に配慮しながら、明治神宮外苑云々ということで修正したらどうかという案が提示されましたけれど、いかがでございますか。

(異議なし)

○高梨会長 よろしゅうございますか。では、そのように修正することにいたしたいと思えます。

ほかにご意見ございますか。

これまでも十分忌憚のないご意見をいただいておりますので、ほかになければ、ただいま事務局からの説明がありました答申(案)につきまして、本文中の(4)ゾーニングのところ、2段落目のところ、「自然に親しみ、憩い、集える多様な交流空間として、安全・安心に十分配慮しながら、明治神宮外苑及び周辺のまちづくりと整合を図りつつ」ということで修正し、答申することにいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。ご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

○高梨会長 ありがとうございます。

ただいまご了承いただきましたので、第1号議案につきましては、先ほどの本文中の一部を修正し、答申することに決定したいと思います。ありがとうございました。

次に、第2号議案「都立代々木公園の整備計画について」答申(案)の審議を行います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○根来計画課長 ありがとうございます。

本件、代々木公園について説明をさせていただきます。

先ほど同様、資料2-2の新旧対照表、それから資料2-3、パブリックコメント、それから資料2-4、地元の自治体様からのご意見、これを中心にご説明をさせていただきます。

まず、パブリックコメントでございます。全体で9通、22件のご意見をいただきました。こちらについても、同様に否定的なご意見というのはなかったと考えてございます。

施設計画全体に関するご意見、7件ございます。

最初の3点ほどは、例えばこの土地、ポテンシャルが高いということで、新しい森、緑が生まれることへの評価ですとか、たくさんの方が楽しめる施設ができ、都心の公園として新しい形ができるといいといったような期待の声をいただいているものでございます。

その次、四つ目が、明治公園と同様に、やっぱりコンセプト、今回こちらも三つ設定してございますけれども、三つあることに違和感があるというご指摘でございます。緑、人が集まるにぎわいというのが、一般的ということで、個性ある空間を目指してほしいといったようなご意見でございます。

こちらにつきましても、三つのコンセプトにまとめました整備計画の考え方の説明という部分を対応方針ということで書かせていただいております。計画地は代々木公園の入り口となること、渋谷、原宿の中間に位置するといったような、そうした地域特性を踏まえた上で、広大な緑地の一部となる緑の中で、多様な人々とかの交流を生み出し、賑わいを結ぶ拠点を目指すということで、今回、緑を意識する公園、また人が集う公園、賑わいを創出する公園というコンセプトを定めたということで書かせていただいております。

個性につきましても、こちらの地域特性を生かして公園整備を管理するというで書かせていただきました。

ちょっと離れたところの5点目になります。こちらは、「みどりと集いのゾーン」の2のところ、当初でございます、青で消していますが、公園としての特徴を生かした魅力的な施設といった形で書かせていただいていたのですが、これについてもう少し詳しい説明が必要ではないかというご指摘でございます。特に、運動施設が集中しているといったような特徴を生かした施設が必要ではないのかと。そうした旨も記載すべきだというご指摘でございます。

先ほどと重複いたしますけれども、渋谷、原宿の中間に位置することですとか、また国立代々木競技場に隣接することなどを踏まえて、多様な人々が集い、さまざまな価値観を共有できる交流空間としていくために、今回、民間の視点を取り入れた施設ということで書かせていただいております。また、その公園としての特徴というのが、そういったことを踏まえて伝わるようにということで、今回少し書き方を改めさせていただきました。

具体的には、原宿と渋谷の賑わいを結びつけ、多様な人々が集い、交流を生み出す、緑

の中で誰もが心地よく過ごせるオープンスペースにふさわしい施設を整備するといった形で、その公園としての特徴という部分が、緑の中で誰もが心地よく過ごせるオープンスペースにふさわしいというような形で具体的に書かせていただきました。

また、あわせて、原宿と渋谷の賑わいを結びつける施設であるというように、都市としての特徴という部分がつがるようにということで書かせていただきました。

それから、1ページの最後のところでございます。3のところ、景観についてですけれども、公園らしい魅力的な景観というふうに書いてございましたが、これについてももう少し詳しい説明が必要ではないかというご指摘でございます。公園らしいというところをどう読み解くかということですが、今回の場合は、やはり開放的で植物が魅力を生み出していくような景観を目指したいということで、まことに開かれ、豊かな緑に彩られた魅力的な景観形成というような形に改めさせていただきました。

1枚おめくりを下さい。ここからは、2にということで、自然環境や植栽に関するご意見が6件ほど、いただいております。

一つ目は、山手線の周りに緑が少ないので、木を植えてほしいというものでございます。基本的には緑を意識するということですので、これに基づいて整備していくということでまとめてございます。

その次のやはり生物の多様性の創出ですとか、周囲に既にある、ある在来種の活用などを求めるご意見。

それから、三つ目が、樹名板ですとか解説板、またガイドボランティアの育成など、緑に対する啓発の取組などを求めるご意見。

さらには、民間との協働による緑に関するようなイベントの開催をしてはどうかといったようなご意見でございます。

基本的に計画コンセプトの中にあるように、当然緑を意識する公園ということで、代々木の森の一部になって、周辺の緑地や自然環境にも配慮するということが書かせていただいておりますので、これに基づいて整備、管理を進めていくと。具体の取組については、実際の中で参考にさせていただくといったこととまとめさせていただいております。

それから、5番目が、周囲の沿道にプランターを置いてはどうかというご提案でございます。こちらは道路との関わりもあろうかということで、道路管理者とも共有をするということで、対応方針とさせていただきました。

それから、自然環境の最後が、ホームレス対策などの観点から、やはり見通しが効かな

い植栽を避けて、きちんと維持管理をしてほしいというようなご意見でございます。こちらは、先ほどと重複しますけれども、基本的には当然のことという考えでございます、公園の整備、管理の参考にさせていただくと書きました。

それから、3番目が、施設整備に関するご意見でございます。

まず、一つ目が、周辺の歩道を広げて歩きやすくするといいいのではないかとご意見でございます。これは私ども、公園でどうという形にはまいりませんので、こちらについても、道路管理者と共有をするということで、対応方針にまとめさせていただきました。

それから、2点目が、やはり明治公園と同様ですけれども、受動喫煙が生じることのないよう喫煙所設置に対して配慮を求めるとご意見でございます。対応方針の中では、都立公園での取組。また、渋谷区におきましては、書かせていただきましたように、「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」という中で、その公園を含めた公共の場所での喫煙というのが、基本的には指定された場所以外は禁止という条例がございましたので、そのことをご紹介させていただいた上で、実際の具体については、今後の整備、管理の際に決めていくということで、参考にさせていただくという形で対応し、まとめさせていただいております。

それから、2ページ目の最後が、シェアサイクルポートでございます。こちら先ほどの明治公園と同様でございます。地元の渋谷区と共有をするということで書かせていただいております。

1枚おめくりください。3ページ目、最後になります。施設の提案の続きになっているんですけれども、ここから具体の施設のご提案ということになります。

1点目が、マウンテンバイクですね。こちらの競技体験ができるような施設としての環境。

二つ目は、幼児の自転車コーナーといったご提案でございます。

それから、三つ目は、インバウンドで訪れられた外国人の方が気軽に立ち寄れる施設とするということで、具体的には、ホテルですとかショッピング施設などがいいのではないかとご意見でございます。

それから、4点目は、これも明治公園と同様でございます。「夜の公園」の活用ということで、キャンプなどのご提案をいただいております。

こちら、代々木公園整備計画におきましても、民間ならではの視点を取り入れて、今後施設の整備をしていきたいということで、この整備計画の中では、個々の施設についての

取捨選択というのは行わず、今後民間の事業者の募集ですとか、選定をする際の参考にさせていただくということで、対応方針にまとめさせていただいております。

それから、4番目、最後になります。管理・運営に関するご意見として2件いただいております。

やはりホームレスへの対応といったところでございます。対応方針に書かせていただいておりますように、当然占拠をさせるというようなことは望んでいるわけではございませんので、公園の適正な管理に努めていくということ。

また、たくさんの方が来ていただいて、人の目が届くことでホームレスのほう近づきにくいような環境にしてほしいというご指摘でございますので、こちらについては、人が集い、賑わいを創出する公園を目指していくということでございます。その旨を対応方針として書かせていただいております。

資料2-4ですね。区からのご意見のほうをご覧ください。

渋谷区からは、バスケットボールの3×3のコートですとか、またスケードボードパークの設置という要望をいただいております。要望理由の中では、マウンテンバイクと同様にオリンピックの新種目であること。特にスケードボードにつきましては、「渋谷らしさ」の重要な要素であるストリートカルチャーを代表することであり、路上で行われ、地域の苦情になっているといったことから、設置を求めるといって書いてございます。地元区との要望ということにはなるんですけども、今回パブリックコメントへの対応の方針の中でも記載させていただいたように、やっぱり民間ならではの視点を取り入れた整備をしていくという中で、今回この2点は、これをいい、悪いということで、取捨選択は行わず、今後民間事業者の募集、選定の際に改めてその意見を参考にしながら、計画を具体化していくということで、対応方針のほうは具体化に当たり参考にさせていただくということで、まとめさせていただいたということでございます。

こうした修正を加えさせていただきまして、資料2-1ですね、整備計画ということでさせていただいております。代々木公園の緑との連続性、また、まちに開かれた新しい顔をつくりながら、渋谷・原宿の賑わいを結びつけるということで、施設計画のテーマを「緑の風景の中で人々が交流し、賑わいの拠点となる公園」と設定いたしました。

これを実現するためのコンセプトとして、「緑を意識する公園」、「人が集う公園」「賑わいを創出する公園」という三つのコンセプトを設けまして、それぞれこれを実現していくために、周辺の立地条件等から二つのゾーンを設定いたしております。

北側、現在岸記念体育会館が建っているところについて、「みどりと集いのゾーン」ということで、緑の下で人々がくつろげるような集い空間ですとか、民間ならではの視点を取り入れた施設等で、多くの方に来ていただけるような場所にしていくことというのが、みどりと集いゾーン。

それから、「雑木林とヒーリングガーデンのゾーン」につきましては、水道施設の上部ですとか周囲を利用してという形になりますので、また、周辺に宅地なども、住宅などもあるということで、比較的落ち着いた空間という中で、質の高い緑の空間をつくっていくゾーンとした設定をさせていただいてございます。

説明は以上となります。

○高梨会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 ご説明ありがとうございました。

先ほどの明治公園の話ともちょっとかぶるところがあるんですが、今回の都立代々木公園のほうに関しまして言いますと、区の要望等々を見ますと、かなりアグレッシブといえますか、価値の創出というところに重きを置いたご意見が多かったんじゃないかと思いません。

一方で、先ほどお話しいただきましたとおり、リスク管理、特に遊具等々の中と外からのリスク管理というところについては、そこそ今のご時世から注意を払わなきゃいけない項目という皆様方のご認識もありましたところなので、この価値の創出のところとリスク管理のバランスをどう示すのかというところは、ご検討をいただくなり、ご見解を聞かせていただくなり、していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○高梨会長 ありがとうございます。事務局のほうでコメントがあればお願いいたします。

○根来計画課長 当然、公園という公共施設の中になりますので、安全性といったところは、当然どのようなご提案をいただくにせよ、クリアしていただかなきゃいけないというふうに考えてございます。

ただ、例えば区のご提案があったスケードボードパーク。誰もが勝手に自由に使うとなると、事故は、当然起きやすくなるんだろうと思いますけれども、逆に管理者がいてですとか、例えば技術的な指導などもあわせてやっていくというような形での施設であれば、

安全性も十分確保されながら、施設の整備ができるだろうと考えてございます。

したがって、いろいろなご提案を民間の皆様からいただく際にも、そういった安全に対する配慮といったところも、当然決めていく中では、重要な評価項目になっていくのではないかと考えてございます。

○前田委員 ありがとうございます。

○高梨会長 都のほうで、リスクマネジメントの中でリスク分析などを系統的に体系的にやっておられるのですかね。公園というのは、そう危険な場所じゃありませんので、重大事故が起きて被害が大きくなるというようなものは、どうしてもリスク回避しなくちゃいけない。ということで、人にとって楽しいような施設で危険性の高いものというのは当然出てくるわけですので、その辺はどういう形で考えておられるか。ちょっと取組を含めてご紹介いただけるとありがたいと思いますけど。

○今村建設局次長 次長の今村でございます。

安心・安全性の確保というのは非常に大事なことでございまして、皆さんのおっしゃるとおりだと思います。

具体的に現状では、そこは一般論的な話になるんですけども、管理、運営は、今指定管理者制度を採用しておりまして、指定管理者のほうがいろいろな提案を受け取り、それが着実に履行されているかどうかということを現場視察も含めて評価委員会の先生、これは外部の先生がほとんどですけども、評価していただいています。

その中で、当然大きな項目の一つとして、安全面についてもこれは評価するというふうになっていたように私は記憶しております。これは、公園に限らず、都営の施設に関しては、全てそれが大前提でございますので、そのような形で今やらせていただいているというふうには私は認識しております。

○高梨会長 ありがとうございます。

逆にリスクばかり考えると何もできなくなっちゃうということをご懸念されての前田委員の発言だったのではないかと思います。都のほうでしっかり対応しているということでございますので、ぜひリスクマネジメントはマネジメントとしてしっかりしながら、楽しい利用ができるような公園づくりに努めていただければと思います。よろしく願いいたします。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 ご説明ありがとうございます。

子どもたちが喜んで公園に来ると思うんですけれども、例えば小学生とか中学生とか、いわゆる義務教育の段階の子どもたちが、例えば一人で公園に来て、近所のお子さんかもしれませんけど、一人で来て、例えばまたこれもリスクのお話になるかもしれませんけど、木登りをしたと。木登りをして親御さんのいない場合、落っこちてしまったと。で、けがしてしまったということがなきにしもあらずではないかと思うんですけれども、そういう場合は、やはり公園にいらっしゃる管理者の人たちが駆けつけて対応すると思うんですけれども、訪問者とお子さんというのは、どういうふうな対応をするべきかなと思うんですけれども、今の時点で、私もたまに代々木公園へ行くことがあるんですけれども、お子さんたちでワイワイガヤガヤ来ている場合もありますので、その辺はどのようにお考えのかなと思います。

それから、もう一つ、お年寄りがこれからどんどんどん世の中ふえてまいります。先日参りましたときに、お年寄りの方もお散歩で来ていらっしゃいましたし、あと外国の人がものすごくたくさんいらしてすごく混んでいたんですね。そのときに、座りたいなと思っても、もうベンチがもういっぱい全然座れないということがありまして。お年寄りの方は、石のあたりに、階段のあたりに座っていらっしゃいましたけれども。たまたま私が行ったときは混んでいたのかもしれませんが、そういうこれから今後のお年寄りの対策等などもあると思いますけれども、お子さんの対策とお年寄りの対策は、どのようにお考えでしょうか。

○高梨会長 事務局のほうからコメントがあればお願いしたいと思いますけれど、最近、特に代々木公園だと思いますけど、利用が活性化されてきて、すごく皆さんにご利用されておられると。それに伴ういろいろな問題も新たに発生してきているということの中で、どのような対応をしているかということと、これは代々木公園だけじゃないと思いますので、ほかの公園も含めて対応状況がどうなっているか、ご説明いただけるとありがたいと思います。

○根来計画課長 お子様ですとか保護者の方への対応ということですが、当然事故が起きたときに、事故の原因が問題になってくるんだろうなと思っております。例えば公園の施設ですとかそちらのほうに瑕疵がある場合などについては、公園の管理者としてきちんと対応していくということが必要になってくるかと思っておりますし、一方で、何もなくても転ばれる方ですとかそういうケースというのも当然ございます。そうしたケースについても、別に責任が云々ということではございませんけれども、しっかりと、例えば応急処

置ですとか、例えば救急を呼ぶですとか、そういった対応というのは、公園管理者としてしっかり対応させていただいているというところがございます。

それから、ご年配者の方も含めてですけれども、実際に公園整備を終えて皆様に使っていただく中で、やはり使われ方というのも変わってまいりますし、行き届かなかった部分と申しますか、整備の中で気がつかなかったような部分というのも当然でございます。

これらについては、先ほどお話しした指定管理者も含めて、課題については、私どもも含め、指定管理者などとも役割分担をしながら、必要な、例えば施設の整備をするですとか、管理事務所さんが対応するといったような形で取組をさせていただいていると考えております。

○高梨会長 いろいろなご要望について、管理者にどういう形で伝わっているのでしょうか。指定管理者のほうでいろいろ工夫がされておられると思いますけど、その辺は、実態的にはどういうことになっていますでしょうか。

○細川計画担当部長 少し、先ほどの高齢者対応の補足を先にさせていただきたいと思うのですが、今、オリンピック・パラリンピックの会場、あるいはパブリックビューイングの会場になるものについては、オリンピック開催時期までに、いわゆるハンディキャッパー向けだけではなくて、段差の解消ですとかトイレの洋式化、あるいは海外の人を含めたサイン等のいわゆる多言語化といった取組を中心としておりますが、こちらの対応というのは、特定の公園だけではなくて、今後都立公園全体に波及させていただくような予定を持っておりますので、ある意味では、物理的な高齢者あるいはハンディキャッパーに対する施設整備というのは、ある意味では進捗するのではないかと想定できます。

また、利用者からのお声への反映ということですが、東京都自身がお客様の都民からのいろいろな相談事ですとか問い合わせ等といただくようなシステムがあるのと、指定管理者自体がやはりモニターというのですかね、利用者から直接定期的にいろんなアンケートをやりながらとっておりますので、それを管理者としてできる内容で反映をさせていく。あるいは、先ほどの例えば高齢者のトイレの問題みたいなものは、東京都が施設整備という形で対応すると。ソフト、ハード両面での対応をしまっております。

○高梨会長 ありがとうございます。

服部委員、よろしゅうございますか。

○服部委員 はい。ありがとうございます。

○高梨会長 ほかにご意見ございますか。

栗下委員、どうぞ。

○栗下委員 ありがとうございます。

先の審議会でも地元渋谷区の中には、ストリートスポーツの施設を望んでいるということをお私からも上げさせていただきましたが、今回かなり具体的にスケートボードとあとは3×3という、東京2020大会においても種目として取り入れられると。渋谷区としてはこれを盛り上げていこうということで、地域のイベントなども今活発にやっておるところであるというふうに聞いております。

ぜひ、この公園というのは、ほかの公園と比べてちょっと先ほどと重なっちゃいますけれども、地域の方もそうなんですけれども、もう世界中から人が集まる、都内全域からも人が集まるというのがやはりその特色であると思いますので、渋谷の駅周辺、原宿とかその継接点になりますけれども、そこの一体性を考える際には、やはり地元渋谷区と一体になってやっていくということが大変重要になってまいると思いますので、これらのアイデアについて、具体的に今回あえて書いていないというふうに根来課長からもご説明ありましたけれども、ぜひとも重く受けとめて、これからも渋谷区とも調整を密にやって進めていただきたいという、改めての意見でございます。

以上でございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

しっかり渋谷区と調整をして、いい施設ができるように努めていただきたいと思います。

私、前に渋谷区に住んでいたんですけど、渋谷区って何もやってくれなかったんですね。大分変わってきたかなという、そういう印象を持っておりますけど。今いろいろな都市再生事業が動いておりますので、そういったところでどういうふうに全体として新しいスポーツの振興を図っていくかというのは、渋谷というまちの一つの大きな課題なのかなというふうに思っております、そういった中で代々木公園なりが担うべき役割というのを十分検討していただいて、実現すべきものは実現し、ほかと連携すべき点があれば連携するというようなことで、お取組いただければと思います。

ほかにございますか。

(なし)

○高梨会長 ないようでしたら、ただいま事務局からの説明がありました答申（案）について、皆様にお諮りしたいと思います。お手元の答申（案）のとおり、本日答申することにつきまして、ご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

○高梨会長 ありがとうございます。

ただいまご了承いただきましたので、第2号議案は、答申(案)どおり決定いたします。

それでは、答申書の手交をさせていただきます。答申書の写しを配付いたしますので、委員の皆様にはご覧いただきたいと思っております。

なお、先ほどの明治公園のほうの整備計画につきましては、修正意見がございました。その点は後ほど、添付書類になりますので、別添のとおりということになりますので、修正をさせていただきますので、その点をご了解いただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○高梨会長 ありがとうございます。

令和元年5月20日。

東京都知事、小池百合子殿。

東京都公園審議会、会長、高梨雅明。

都立明治公園の整備計画について(答申)。

平成30年6月25日付30建公計第87号で諮問のあった都立明治公園の整備計画について、別添のとおり答申する。

よろしく願いいたします。

○今村建設局次長 ありがとうございます。

○高梨会長 令和元年5月20日。

東京都知事、小池百合子殿。

東京都公園審議会、会長、高梨雅明。

都立代々木公園の整備計画について(答申)。

平成30年9月6日付30建公計第181号で諮問のあった都立代々木公園の整備計画について、別添のとおり答申する。

以上でございます。お願いします。

それでは、建設局の今村次長さんよりご挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

○今村建設局次長 どうも、改めて建設局次長の今村でございます。

高梨会長を初め、委員の皆様におかれましては、昨年6月から4回にわたり熱心なご議

論をいただき、まことにありがとうございました。

審議に当たりましては、整備計画（案）に対して、さまざまなご意見をいただいております。明治公園及び代々木公園につきましては、都民の価値観の多様化やライフスタイルの変化に対応した質の高い公園としていくため、民間のアイデアやノウハウを十分引き出せるよう、これまでの枠組みを越えた公園の整備計画を策定してまいります。民間との連携も加速させながら、都立公園の多機能性を最大限に発揮させ、誰からも愛される魅力的な公園となるよう尽力してまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○高梨会長 どうもありがとうございました。

これにて、第1号議案、第2号議案の審議を終了いたします。

次に、報告事項に移ります。お手元の次第でございますように、都立木場公園多面的活用プロジェクト及びマーケットサウンディング調査についてということでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○向後利用促進担当課長 建設局公園緑地部利用促進担当課長の向後と申します。よろしくをお願いいたします。

本日は、今ご紹介ありましたお手元配付の資料4によりまして、2件ご報告させていただきたいと思っております。

まずは、昨年9月に開催されました平成30年度第2回公園審議会にてご報告させていただきました都立木場公園多面的活用プロジェクトの現在の状況でございます。次に、昨年度に引き続き実施しますマーケットサウンディング調査につきましてご説明をいたします。2件合わせてご報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、都立木場公園多面的活用プロジェクトについてでございます。資料の1ページをご覧ください。

都立木場公園でございますが、資料下部にありますとおり、江東区に位置しまして、公園北部には、本年3月29日にリニューアルオープンしました東京都現代美術館がございます。

今回の多面的活用プロジェクトですが、資料上部、事業コンセプトの欄にございますとおり、民間事業者が柔軟なアイデアやノウハウを活用して飲食店を設置し、さらに周辺区域、ここでは「創意工夫エリア」と呼んでおりますが、この周辺区域も活用してさまざま

な取組を行うことで、多様な来園者を惹きつける場を創出し、公園の新たな魅力や価値の向上に繋げるという取組でございます。

事業者が設置した飲食店で収益を上げまして、その収益の一部を用いて創意工夫エリアでさまざまな取組を実施するといったスキームになってございます。

なお、資料下部の地図にありますとおり、公園の南地区、ここでは右側のエリアでございますが、こちらのふれあい広場という広場の一部を対象としまして、事業を行うこととしてございます。

2ページをご覧ください。昨年の8月に公募のプレスを発表しまして、2次にわたる審査を実施した後、本年2月に事業者が決定しております。事業者は、資料にございますとおり株式会社東急コミュニティーでございます。

提案内容の概要ですが、まず、飲食店としましては、「地域の居間」となり、公園利用を共創する場となる、屋上農園のある木造建築レストラン&カフェの設置」。また、その他収益を還元する取組としましては、「グループ企業の活用や、周辺エリアの活動団体等と連携した活動を展開し、様々な利用者同士を細やかに紡ぐ取組」でございます。

資料の中ほどに飲食店のパースを示してございますが、木場という地域特性を勘案しまして、木造の店舗が設置されるとともに、屋上に設置した農園が公園の周囲の緑と連続する景観を創出するとされてございます。

また、産地直送の朝採野菜を用いたメニューや都内有名店のシェフと連携したメニューなどを提供する予定でございます。写真にあるクロワッサンのようなものがありますが、こういったブレッドメニューにつきましては、パリに本店を持ちますメゾン・ランドゥメヌのシェフとの連携を予定してございます。

その他の取組としましては、創意工夫エリア等を活用しまして、写真にあります木材を使った木育講座。こちら、地元企業と連携した実施を予定しております。

また、星空観察会、その他野外ライブやスポーツ教室などの実施も予定されております。

さらには、公園の一つの重要な機能でございます防災の観点から、発災時には避難者や帰宅困難者等を支援することとしております。

今後の流れでございますが、先ほど申し上げたとおり、本年2月に事業者が決まりまして、その後事業のスタートに向けて調整を進めております。本年7月ごろには、詳細な事業計画を定めまして、現地にて工事を開始していく予定でございます。

なお、木場公園は、10月には2日間で40万人程度の人出があると言われております

区民まつりが開催されるほか、桜花期にも多くの人出がございます。そういった公園の利用状況等も勘案しまして工事調整を進めてまいり予定でございます。

そうしまして、2020年東京大会の開催前には、現地にて開業ができるようなスケジュールで進めております。

木場公園多面的活用プロジェクトにつきましては、以上でございます。

引き続き、3ページをご覧ください。こちらは、マーケットサウンディング調査についてというものでございます。

この調査は、都立公園の多面的な活用を推進するため、民間事業者から「公園ごとの市場性」、「活用のアイディア」、「参画しやすい事業条件」等につきまして意見を聴取しまして、事業の実現につなげていくといったものでございます。

既に昨年度でございますが、この下の位置図にありますとおり、区部北部及び多摩部の、合わせて42公園につきまして調査を実施しております。この調査では、26社の民間の事業者様が参加してございまして、各公園へのアイデア等をいただいております。

この結果を踏まえまして、木場公園、先ほどご説明しました木場公園の次に民間事業者が導入を行う公園を検討しているところでございます。

今年度につきましては、昨年度調査を行っておりません区部南部を対象に調査を実施いたします。この区部南部、ここがございますとおり28公園がございますが、既に飲食店の導入が行われている上野恩賜公園であったり、先ほど答申をいただきましたが、整備計画が検討されておりました代々木公園など合わせて7公園を除きまして21公園について調査を実施していく予定でございます。

都立公園について、浜離宮恩賜庭園などの庭園であったり、小笠原諸島の父島にございます大神山公園、こういったものも本調査の対象からは外しておるところでございます。

調査につきましては、公園ごとの参入意欲や活用イメージを書面で提出していただきまして、その後各事業者と我々が対話型の個別ヒアリングを実施するという2段構成で実施していく予定でございます。

先の5月16日にプレス発表をしておりまして、5月31日に事業者向け説明会を実施し、8月上旬に応募を受付、そういったスケジュールで進めてまいります。

昨年度、事業者の皆様から検討期間がちょっと短いといったご意見などもいただいておりますので、昨年は1カ月強の検討期間でしたが、今年度につきましてはそれを2カ月強に延ばすなど、より具体的な検討を期待するような仕組みにしております。

この調査によっていただきましたアイデア等を踏まえて、今後の事業展開につなげてまいります。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○高梨会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 ご説明ありがとうございました。

1 ページ目のところの事業コンセプトのところでございます。二つ、四角の中で丸が二つありまして、二つ目の「飲食施設で生じた利益の一部を周辺区域での取組に還元」というところで、質問があるのですが、一つ目は、この発生した利益の一部というのは、まず一義的には事業者のほうの利益という形にしておりますが、ここから利用料という形で都のほうにお支払いといいますか、プロフィットのほうが流れてくるという、こんなスキームなんですか。そこのあたりのスキーム的なご説明が一つほしいなというのと、あと、周辺区域での取組に還元というのが、何かもう少し具体的にご説明いただけないでしょうか。

以上、2点です。

○高梨会長 事務局のほう、よろしく願いいたします。

○向後利用促進担当課長 まず、スキームの話でございますが、ここにありますとおり、飲食店施設を設置するというので、設置に関する料金を都に納めていただきます。ですので、それをお納めいただきましたら、あとは自由にといいいますか飲食施設の事業が行われるといった形になっています。その飲食施設の利益を用いて、その一部を使って、その周辺の、ここでは創意工夫エリアと書いてございますが、こういったエリアなどでいろんなイベントをすることで、都民の皆様はその利益を還元していくと。そういったスキームとなっているものでございます。

具体的にこの周辺区域で何をするかというのが、2枚目のところの先ほどご説明しましたその他の取組となります。ここが、要は飲食店で施設を用いて事業者さんが行っていただく取組ですので、ここのその他の取組にあるようなもの。さらに、これは一応事業期間10年間になってございますので、その間にまた新たな取組等も事業者さんのほうで考えていくことにはなると思いますが、そういった取組を進めると。そういった事業となっ

ております。

○前田委員 ありがとうございます。

ということは、周辺区域での取組に還元というのは、事業者の方が取組をすることによって、周囲に価値のほうを還元していくという、こういう理解でよろしいでしょうか。

○向後利用促進担当課長 そのとおりでございます。

○前田委員 ありがとうございます。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

よろしゅうございますか。

(なし)

○高梨会長 それでは、ほかにご質問、ご意見もございませんので、報告事項は終了とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終わりました。

委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○園尾管理課長 高梨会長、そして委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、今後の予定につきまして、何点かご連絡をさせていただきます。

○根来計画課長 計画課長の根来でございます。

本日はご審議、ありがとうございました。本日答申をいただきました内容につきまして、きょうの2時、午後にプレス発表を行いまして、建設局のホームページ等で公表を予定してございます。

皆様におかれましては、お忙しい中ご審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。

○園尾管理課長 もう一点、ご連絡といたしますか、おわびがございます。本日お配りいたしました資料の中に、今審議会の幹事名簿というのがございました。大変申しわけございません。私ども建設局職員で、この4月に異動のあった中に誤植がございまして、今差し替え資料をお配りさせていただいております。大変申しわけございませんが、差し替えにご協力のほどをよろしくお願いいたします。

(資料配付)

○園尾管理課長 お手元に届きましたでしょうか。

事務局からの連絡は以上でございます。

何かご質問等はございますでしょうか。

(なし)

○園尾管理課長 ございませんようでしたら、以上をもちまして今回の会議を終了とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

——了——